（届出養殖業者の相続人等に関する特例）

第十九条　（略）

２　前項の規定により届出養殖業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその事実を証する書面を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

一　承継人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二　被承継人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

三　養殖場の届出番号

四　承継に係る養殖場の名称、その所在地及びその面積

五　承継の年月日

六　承継の原因

（届出番号の決定等）

第二十条　（略）

（実績報告書の提出）

第二十一条　法第二十九条第一項の実績報告書は、当該報告に係る月の翌月の十日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

２　法第二十九条第一項の実績報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　許可の番号

三　養殖の用に供した種苗の種類別の量

四　養殖の実績

五　その他必要な事項

（身分を示す証明書）

第二十二条　法第三十一条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

（提出書類の経由機関）

第二十三条　（略）

２　前項の規定により、第二条第一項、第十一条第一項、第十三条若しくは第十四条の規定による申請書、第七条第一項、第八条第二項、第十八条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第十九条第二項の届出書又は第二十一条の実績報告書が都道府県知事に受理されたときは、その受理されたときに農林水産大臣にこれらの書類の提出があったものとみなす。

（添付書類の省略）

第二十四条　法又はこれに基づく命令の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

２　前項に規定する場合のほか、農林水産大臣は、特に必要がないと認めるときは、法又はこれに基づく命令の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

（届出養殖業者の相続人等に関する特例）

第十六条　（略）

２　前項の規定により届出養殖業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、別記様式第六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（届出番号の決定等）

第十七条　（略）

（うなぎ養殖業に係る実績報告書の提出）

第十八条　うなぎ養殖業に係る許可を受けた者は、法第二十九条第一項の規定に基づき、毎月、別記様式第七号による実績報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

（新設）

（身分を示す証明書）

第十九条　法第三十一条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第八号のとおりとする。

（提出書類の経由機関）

第二十条　（略）

２　前項の規定により、第二条第一項、第八条第一項、第九条若しくは第十条の規定による申請書、第十五条第一項若しくは第三項若しくは第十六条第二項の届出書又は第十八条の実績報告書が都道府県知事に受理されたときは、その受理されたときに農林水産大臣にこれらの書類の提出があったものとみなす。

（新設）